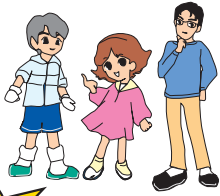


# あなたも議会を傍聴しませんか?

今、あま市ではどんなことが議論されているのだろうか。また、どんな計画があってどう進んでいるのであろう。あなたの身近なことも議会で論議されているのかもしれない。あま市役所基目寺庁舎の2階の仮議場前の受付で、住所・氏名などを記入していただくだけで、誰でも傍聴できます。白熱した質問と答弁を、あなたもぜひ見に来られては…。



次回の定例会は、**12月2日(木)**からの予定です。



ご意見やご質問をお待ちしています

## お問合せ先

あま市議会事務局まで  
TEL 052-444-3174  
FAX 052-444-4055  
Eメール  
giji@city.ama.lg.jp

## 請願書・陳情書の提出方法

(表紙)

平成 年 月 日

あま市議会議長 殿

〇〇〇についての請願書  
(陳情書)

請願(陳情)者の住所  
氏名印  
紹介議員 氏名

(内容)

(要旨)

(理由)

1. 請願書及び陳情書はその主旨、理由を簡単にわかりやすく書いて議会議長あてに提出して下さい。
2. 提出の年月日、請願者の住所氏名を書いて押印して下さい。
3. 受理した請願、陳情の議決結果は、請願者へご連絡します。

みなさんからの  
請願・陳情に  
お答えします

## 請願・陳情とは

市民の希望や意見を直接、市政に反映させるための手段として、だれでも請願書や陳情書を市議会に提出できます。

とりあげられた請願、陳情は担当各常任委員会に審査が付託されます。委員会の審査の結果は「採択」「不採択」「継続審査」に分けられ議会に報告されます。

なお、請願は紹介議員が必要で採択されれば意見書を議決し、関係大臣などに送付されます。

また陳情の審査結果は議長に報告され、各陳情者に審査結果が通知されます。

## 意見書とは

公の利益になる事から対し、議会の意思を意見としてまとめたものが「意見書」です。関係省庁などに送り、改善を求めたり、議会としての意見を国政に反映するのを目的としています。

## 編集後記

広報委員会も2回目の作業になり、編集のこつが少しはつかめてきました▼今回は、写真のキャプション(説明文)も、質問内容、タイトルに答えるものにする知恵も出しました。真剣な中にも楽しい時間でした▼夏から急に冬になりました…が、熱い気持ちで、暖かく議会の様子を伝えていきます。こたつには、ミカンと共に議会だよりも置き、お目通しいたきたいと思えます。

## ■議会だより

編集特別委員会

委員長 安江智子

副委員長 亀卦川 参生

委員 新間 賢治

委員 林 正彦

委員 後藤 幸正

委員 倉橋 博

委員 石川 尚子

委員 石田 良雄